

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 （法附則第十一条の審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第二条 法附則第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。 （法附則第十二条第四項の規定による納付金の納付の手続等）</p> <p>第三条 機構は、法附則第十二条第四項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金の額のうち機構が当該革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第四項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により法附則第十二条第四項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 法附則第十二条第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>（法附則第十二条第五項の規定による納付金の納付の手続等）</p> <p>第四条 第三条（第一項ただし書を除く。）及び第四条の規定は、法附則第十二条第五項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 （同上）</p> <p>（法附則第十一条の審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

する場合について準用する。この場合において、第三条第一項及び第
四条中「当該期間最後の」とあるのは、「令和五年四月一日に始まる
」と読み替えるものとする。

2| 法附則第十二条第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する
°|